

第1

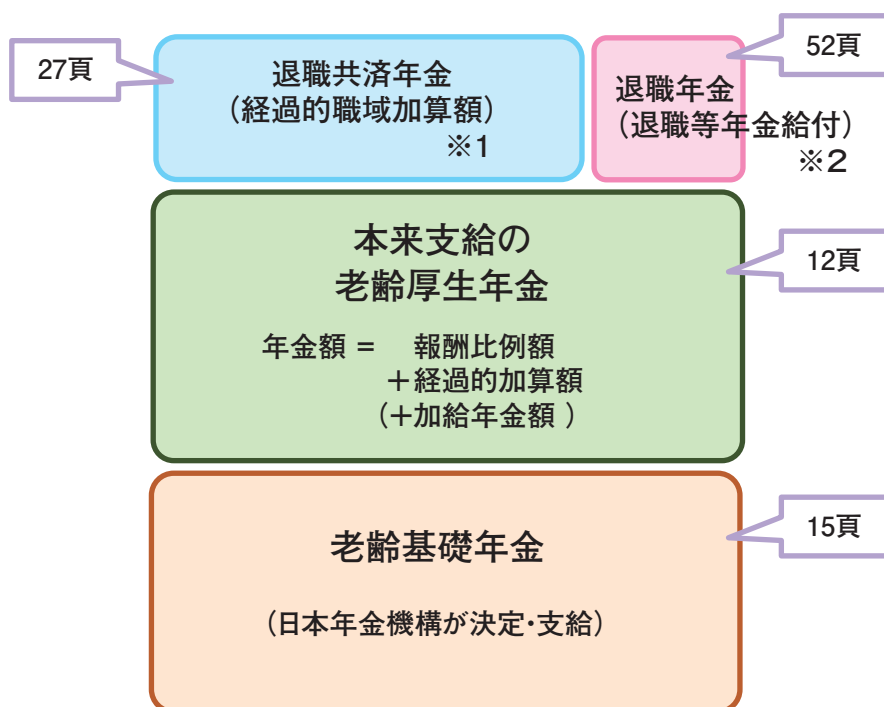
年金の基本的なしくみ

1 受ける年金の一般的なイメージ（老齢年金）

老齢年金は原則として、65歳から支給されることとなっております。

老齢厚生年金＋退職共済年金（経過的職域加算額）＋退職年金＋老齢基礎年金

65歳に達した月の翌月分から（本来支給）



※1 退職共済年金(経過的職域加算額)は、平成27年9月以前の組合員期間により計算されます。

※2 退職年金(退職等年金給付)は、平成27年10月以降の組合員期間により計算されます。

また、次のとおり老齢年金には支給開始年齢に到達する前に支給される「繰上げ支給」や支給開始年齢に到達した後に支給される「繰下げ支給」というしくみも用意されています。

【繰上げ支給】

本来支給の年金（65歳からの年金）を、65歳に到達する前に受けることを希望する場合
※年金額が最大24%（注）減額されます。（詳しくは19頁以降をご覧ください。）

（注）昭和37年4月1日以前生まれの方は、最大30%となります。

【繰下げ支給】

本来支給の年金（65歳からの年金）を、66歳以降に開始することを希望する場合
※年金額が最大84%増額されます。（詳しくは21頁以降をご覧ください。）

これ以降、年金についてさらに詳しくご説明させていただきますが、用語などでわかりにくいものもありますので、「第18 年金に関する用語について」（114頁をご覧ください。）において用語の説明を掲載しております。ご活用いただければ幸いです。